

令和6年度太陽光発電プラットフォーム事業に関する業務 委託仕様書

1 目的

京都市（以下「本市」という。）では、2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロの実現を目指し、本市最大の再生可能エネルギー源である太陽光発電の普及拡大を図っている。

本業務は、令和2年度に設立したプラットフォーム「京都0円ソーラープラットフォーム^{※1}」を活用し、市民及び市内事業者等に安心して利用いただける「0円ソーラー」事業者^{※2}とのマッチング機会を創出することを通じて、地域分散型エネルギーの導入を推進することを目的とする。

※1 「京都市「0円ソーラー」事業プランの登録に関する要領」に定める条件を満たす「0円ソーラー」プランを、太陽光発電設備の導入を検討する市内施設所有者等（家庭、自治会、町内会、商店街、事業者等）に紹介するオンラインポータルサイト。プラン相談等に対応する問合せ窓口を設け、市内施設所有者等のプラン利用の検討を支援する。

※2 初期費用ゼロで同設備を導入する「0円ソーラー」のサービスを提供している事業者

2 業務委託の内容

(1) 「京都0円ソーラープラットフォーム」の運営

「京都0円ソーラープラットフォーム」において、「0円ソーラー」事業プランの相談、紹介や分かりやすい情報発信を行う問合せ窓口を設置し、「0円ソーラー」事業者及び市内施設所有者等を積極的にマッチングするプラットフォームを運営する。

- ・「0円ソーラー」事業プランの登録等の手続に係る書類確認及び受付
- ・「0円ソーラー」事業者との連絡調整（実績確認、文書発送等）
- ・市内施設所有者等からの問合せ等への対応

(2) 「0円ソーラー」普及拡大策の検討及び実施

「0円ソーラー」の更なる利用促進を目的に、30・40代を中心とした初めて住宅を取得する世代をはじめ、「0円ソーラー」の利用に関心が高い層へ確実に情報を届ける広報手法を検討及び実施する。また、関心を持った市民や事業者に対して利用検討を後押しするため、オンラインポータルサイトを活用して、分かりやすくかつ検討に必要な情報を提供するなど、「0円ソーラー」事業プランの利用につながる手法を検討及び実施する。

(3) オンラインポータルサイトの更新及び維持管理

オンラインポータルサイトについては、以下を満たすように更新及び維持管理すること。

- ・ 市内施設所有者が、パソコン、スマートフォン、タブレットなど、様々な端末のウェブブラウザ（Google Chrome 等）で閲覧できること。
- ・ 公開するコンテンツについて、Web アクセシビリティを考慮した日本工業規格（JIS）「JISX 8341 3:2016」の適合レベル AA に原則準拠し、同レベルへの適合状況を試験・公開すること。また、適合レベルの達成状況に応じたウェブアクセシビリティ方針を策定・公開すること。

3 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 成果品の提出等

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）については2部提出し、電子データはCD-ROMに収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- (1) 業務報告書
- (2) その他本市監督員が指示するもの
- (3) 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

5 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。また、月1回程度、本市に作業の進捗状況、実績等の報告を行うこととする。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。また、本市事業のみならず、他の自治体が実施する事業においても、本市における再エネ導入を促進するものについて、積極的に連携すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

- (6) 受注者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た個人情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (7) 「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」を順守すること。
- (8) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。

6 その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。